

判決年月日	平成19年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成18年（行ケ）10449号		
○「無アルカリガラス，液晶ディスプレイパネル及びガラス板」の発明に係る特許出願につき，同出願に先立つ特許出願を優先権主張の基礎とする特許出願の明細書に記載された発明と同一であるとして，特許法29条の2の規定により登録を拒絶すべきものとした審決が，審決において同条の規定の対象とした発明は優先権主張の基礎とされた先出願の明細書には記載されていないとして，取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条の2，41条3項

本件は，「無アルカリガラス，液晶ディスプレイパネル及びガラス板」の発明に係る特許出願(特願平7-311019号)についての拒絶査定を維持すべきものとした審決(不服2003-11174号)に対する取消訴訟である。

本件出願は，先行する2つの特許出願に基づく優先権を伴う特許出願であるが，審決は，これらの優先権主張は適法なものではないとして，本件出願に関しては，現実の出願日である平成7年11月29日が基準日となるとした。そして，平成7年9月28日の特許出願(「優先権基礎出願」という)を基礎とする優先権主張を伴う特許出願(「先願」という。現実の出願日は，平成8年9月25日)の明細書に記載された発明(先願発明)は優先権基礎出願に係る明細書にも記載されているところ，当該発明は本件出願に係る発明と同一であるとして，本件出願は特許法29条の2により特許を受けることができないとした。

X(出願人)は，本件出願に関して現実の出願日である平成7年11月29日が基準日となるという点は争わず，先願発明は優先権基礎出願に係る明細書には記載されていないから，審決がこれを先願として特許法29条の2を適用したことは誤りであると主張した。

本判決は，先願に係る明細書の記載と優先権基礎出願に係る明細書の記載とを比較対照して検討し，先願に係る明細書に記載されている発明(先願発明)は優先権基礎出願に係る明細書に記載されているとはいえないと判断した。そして，審決が本願との関係で先願発明を特許法29条の2所定の発明として同条の規定を適用したことは誤りであるとして，審決を取り消した。

特許法29条の2及び同法41条3項の適用について判断した裁判例として，実務上参考となるものである。